

介護職員等特定処遇改善加算を算定しています

「介護職員等特定処遇改善加算」とは

令和元年10月からの消費税率引き上げに伴う增收分を財源として、「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されました。

医療法人ようてい会においても当該加算を算定することにより介護職員等の資質の向上や労働環境・処遇の改善を進めてまいります。

「介護職員等特定処遇改善加算」の算定要件

- (1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを算定していること。
- (2) 職場環境要件における「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分で、それぞれ1項目以上取り組んでいること。
- (3) 賃上げ以外の処遇改善の取り組みをホームページに掲載するなどの「見える化」を行っていること。

職場環境要件の提示

分類	職場環境要件項目	当法人としての取り組み
資質の向上	研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動	年度末に介護職員等から翌年の研修の希望を募り、職員が業務の中で必要と感じる知識や技術の向上のための研修を開催しています。 キャリアに応じた評価表を利用して、自己評価及び上席者評価を行い、自己の資質を確認すると共に評価表からの計算を人事考課に連動しています。
労働環境・処遇の改善	子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備	法人内2か所（西春・小牧）に託児施設を設置して運用しています。育児・介護休業規程を周知し、働きやすい環境を整えるよう努めています。
	健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備	健康診断・ストレスチェックを実施し、法人勤務医師及び産業医と相談ができる体制を整えています。
その他	障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮	障害に応じた内容の勤務を行うと共に勤務時間の拡縮を本人と相談しながら行っています。
	非正規職員から正規職員への転換	非正規職員から正規職員への転換を積極的に推奨しています。